

## 環境配慮型建築材料登録実施要領

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### 1 趣旨

この要領は、環境配慮型建築材料登録規程（HW-環境型 001-2023）（以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき登録業務実施の細部に関し、必要とする処理方法を示したものである。

### 2 申請書の受付

- (1) 規程第 10 条第 1 項の規定による申請の受付は、随時行うものとする。
- (2) 規程第 10 条第 1 項の規定による登録申請書（様式 1-4）は、別記 1 により必要とする内容を記載した書類等を添付するものとする。
- (3) 規程第 11 条第 1 項の規定による更新申請書（様式 1-5）は、別記 2 により必要とする内容を記載した書類等を添付し、登録有効期限の 3 ヶ月前で行うものとする。
- (4) 規程第 12 条第 1 項の規程による変更申請書（様式 1-6）は、別記 3 により必要とする内容を記載した書類等を添付するものとする。
- (5) センターは、申請の受付に際し申請者に内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理する。

### 3 申請書の受理及び業務計画

- (1) センターは、規程第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規程による申請書を受理した場合、業務計画書（様式 2-1）及び登録手数料の請求書を速やかに発行するものとする。
- (2) センターは、登録を業務計画に示す期限までに行うことが困難であることが予想される場合、速やかに理由を付して申請者に変更の期限を通知するものとする。

### 4 登録の審査

- (1) センターは、審査委員会の予備審査として、次の事項を確認する。
  - ア 申請書類に形式上の不備がないこと。
  - イ 申請書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- (2) 委員会審査は、別に定める審査委員会運営要領（HW-環境型 003-2023）に従って、実施するものとする。
- (3) 審査の過程で軽微な不適合が確認された場合、センターは当該申請者に改善策を求め、不適合が解消されたと判断されるまで、当該申請に係る審査を一時保留にすることができるものとする。
- (4) 審査の結果、申請内容が登録に値しないと判断された場合、センターは当該申請者に理由を明示し、登録しない旨の通知書（様式 1-3）を発行するものとする。

## 5 登録後の変更・届出

- (1) 登録後の変更申請書及び変更届出書（様式1-7）は、随時受け付けるものとする。
- (2) センターは変更申請書の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理するとともに、業務計画書及び変更手数料の請求書を速やかに発行するものとする。
- (3) センターは変更届出書（様式1-7）の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理するとともに、業務計画書（様式2-1）を発行するものとする。

## 6 登録証の再交付

- (1) 登録取得者が登録証を汚損し、若しくは滅失したとき又は届出事項であって変更内容を記載した登録証を必要とするときは、登録証再交付申請書（様式2-2）に基づき、既交付の登録証と引き替えに登録証を再交付することができるものとする。
- (2) 登録取得者は登録証再交付の申請にあたって、登録手数料規程（HW-環境型 005-2023）に定める登録証再交付手数料をセンターに納入しなければならない。

## 7 表示方法

登録取得者は、登録品又は梱包箱等に環境配慮型建築材料の表示を行いたい場合は、センターが定める環境配慮型建築材料表示方法（HW-環境型 002-2023）による表示を行うものとする。

## 8 警告措置

- (1) 規程第15条の規定により警告の通知を受けた者は、速やかに警告内容についての是正・再発防止措置を講じ、センターに報告するものとする。
- (2) 規程第15条の規定により警告の通知を受けた者は、速やかに同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し、センターに提出しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定による是正・再発防止措置及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該警告措置を解除することができるものとする。

## 9 登録の一時停止

- (1) 規程第16条の規定により登録の一時停止を受けた者は、登録品の供給を停止し、既供給の当該登録品の要件を満たすよう努め、これを実施した旨の報告書をセンターに提出しなければならない。
- (2) 規程第16条の規定により登録の一時停止を受けた者は、速やかに同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し、センターに提出しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定による是正・再発防止措置及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該一時停止を解除することができるものとする。

## 10 登録を失効した場合の措置

規程第6条の規定により登録を失効した者は、登録品の処分及び表示ラベル等の処分を、原則として下記の表に示す方法により行わなければならない。

規程第6条	処分の方法
(1)、(2)、(3)及び(4)	速やかに登録品の表示を中止する。
(5)	センターと協議のうえで、速やかに市場に流通した当該登録品を回収するよう計画書を作成し、それを実施する。また、在庫の当該登録品も速やかに廃棄処分等をするように計画書を作成し、それを実施する。

## 11 登録結果等の公表

次に基づく公表は、センターのホームページ等によって行うものとする。

- (1) 規程第4条第5項により、申請者に対し登録証を交付したとき。
- (2) 規程第6条第2項により、登録期間満了にともなう更新をしなかったとき。
- (3) 規程第17条第3項により、登録を取り消したとき。
- (4) その他、センターが公表を必要と認めたとき。

## 付則

この実施要領は、令和5年9月1日から施行する。

制 定：令和5年7月1日 住木認発第90号